

## 令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（5））

施策名	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備
担当部局名	大臣官房国際課
施策の概要	国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I-2-（5））
達成すべき目標	我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて、国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進する。
目標設定の考え方・根拠	国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の中間とりまとめ（平成30年4月）において、仲裁人等の人材育成、企業への広報・意識啓発、施設整備等の基盤整備に官民が連携して取り組むことが指摘されたことを踏まえ、令和元年度から、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」として、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を包括的かつ実効的に進めるための調査検討を委託業務により実施していることから、上記目標を設定した。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○経済財政運営と改革の基本方針2019 <sup>1</sup> （令和元年6月21日閣議決定） ○成長戦略フォローアップ <sup>2</sup> （令和元年6月21日閣議決定）
政策評価実施予定時期	令和3年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	2年度
1 「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況	—	—	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施等を通じて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を行う。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>令和元年度から「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」として、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を包括的かつ実効的に進めるための調査検討を委託業務により実施しているところ、その成果を施策に反映させることにより、日本における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を推進するため、上記目標を設定した。</p> <p>評価に当たっては、測定指標のみならず、下記参考指標に掲げる日本における国際仲裁の取扱件数等の実績値を含め、調査検討状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。</p>			

施策の進捗状況（実績）					
元年度					
-					
参考指標	年度ごとの実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
日本における国際仲裁取扱件数	-	-	-	-	集計中
セミナー・シンポジウム参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等）に対するアンケート調査結果（理解や関心が高まった者の割合）	-	-	-	-	集計中
人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人等となりうる弁護士等）に対するアンケート調査結果（積極的な評価をした者の割合）	-	-	-	-	集計中

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
①国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託 （令和元年度）	-	-	290百万円	164 百万円	1
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備として、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、企業等への広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括的かつ実効的に進め、国際仲裁取扱件数の増加、国際仲裁人材の増加に繋げるための調査検討を委託業務により行う。調査委託業務の実施に当たっては、実際に仲裁実施が可能な施設を確保し、同施設において現実の仲裁審問手続を行う中で、人材育成手法や広報・意識啓発方法をはじめ、施設規模や設備内容等を踏まえた在るべき仲裁施設の運営方策を検討し、これらの活性化策を有機的に関連させた上で、国際仲裁取扱件数を増加させるための抜本的方策を検討する。				-	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			2年度 当初予算額
	29年度	30年度	元年度	
	-	-	290百万円	164百万円

\*1 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

5. 重要課題への取組

(7) 暮らしの安全・安心

②治安・司法

国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する。

\*2 「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)

I. Society 5.0の実現

10. 海外の成長市場の取り込み

(2) 新たに構ずべき具体的施策

ii) 日本企業の国際展開支援

③中堅・中小企業の海外展開支援

イ) 海外進出支援

国際仲裁の活性化に向けた速やかな外弁法改正を含む紛争解決基盤の整備を行い、日本企業の海外展開を後押しする。